



平成20年10月30日

各位

会社名	株式会社アパマンショップホールディングス (コード番号8889 大証ヘラクレス)
代表者	代表取締役社長 大村 浩次
本社所在地	東京都中央区京橋一丁目1番5号
問合せ先	常務取締役 石川 雅浩
T E L	03-3231-8020

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社個人株主3名(以下「原告」という)より、当社取締役2名および元取締役1名に対して提起されていた損害賠償を請求する株主代表訴訟(以下「本件代表訴訟」という)について、東京高等裁判所は、平成19年12月4日付で原告の請求を棄却する旨の東京地方裁判所判決を一部変更し、平成20年10月29日付にて当時の経営陣に対して、当社に対し1億2640万円の損害を賠償することを命じた判決(平成20年(ネ)第226号損害賠償請求控訴事件、以下「本件判決」という)がなされました。

本件判決については誠に遺憾であり、当社取締役2名および元取締役1名からは、本件判決内容の詳細を精査の上上告に向けて弁護士と対応を協議中である、との報告を受けております。

なお、本件代表訴訟は株主が当社取締役および元取締役を訴えているものであり、当社の損失に影響をおよぼすものではありません。

<参考>本件代表訴訟の概要

原告より、当社が平成18年6月に1株当たり5万円で取得した株式会社アパマンショップマンズリーの株式取得価格が不当であるとして、当時の取締役3名に対し、当社に対して与えた1億3004万円の損害を賠償するよう求める株主代表訴訟が提起されました。

平成19年12月4日付東京地方裁判所(平成18年(ワ)第22156号)判決においては、取締役の意思決定の過程に不合理・不適切な点があったと認定することはできず、取締役としての善管注意義務・忠実義務違反の事実は認められないとして、原告の請求が棄却されております。

以上